

下水道への接続をお願いします

下水道の本管工事が終わると、みなさんに排水設備工事(家庭から出る汚水を下水道に流すための工事)をしていただくことになります。下水道をみなさんに利用していただくことで河川等の水質保全や生活環境改善等の効果が発揮されます。一日も早く下水道を利用していただくため、本市では排水設備工事の補助金制度を設けていますので御活用ください。

【工事費の補助金制度「下水道普及促進補助金制度」】

公共下水道の供用開始から3年以内に排水設備工事を行う人を対象に、工事費の10%(限度額：供用開始1年目5万円、2～3年目3万円)を補助します。

■対象工事／既存のくみ取り便所の改造や浄化槽の廃止を伴う排水設備工事(工事費が20万円未満の工事を除く)

■令和2年2月7日(金) ※予算に達した場合、受付終了

【排水設備等工事資金の「融資あっせん及び利子補給制度」】

金融機関から融資を受けて排水設備工事を行う人を対象に、供用開始年度を問わずに利子を全額補給します。

それぞれに申込要件がありますので、市ホームページを御覧いただくか、工事を依頼する指定下水道工事店または業務課給排水係までお問い合わせください。

なお、今年度は、2つの制度の併用が可能です。

問 上下水道部業務課給排水係 電話 0238-22-4511(代)



本年度「水道週間」の取り組みを報告します

毎年6月1日から7日の全国一斉水道週間(本年度スローガン「いつものむ いつもの水に 日々感謝」)にあわせて、水道施設見学会を7日(金)に実施しました。12名の市民の皆さんに参加をいただき、水窪ダム、館山浄水場、田沢浄水場、笹野浄水場、笹野配水池の計5か所の水道水を作る現場で職員の説明を聞きながら見学していただきました。参加者からは様々な質問が出され、水道に対する関心の深さが伺えました。

また、米沢市管工事協同組合の御協力により、水まわりに関する公共施設の無料点検と市民向けの無料点検修理の2つのボランティア活動が実施されました。市民向けの無料点検修理では計6件の申し込みをいただき、漏水等を未然に防ぐ措置やアドバイスをしていただきました。

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

指定給水装置工事事業者制度は令和元年10月1日から5年ごとの更新制が導入されます。

指定の有効期間が従来の無期限から5年間となることから、有効期間内での更新手続きが必要となります。

米沢市から指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和2年9月29日までの1年間
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和3年9月29日までの2年間
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年9月29日までの3年間
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年9月29日までの4年間
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和6年9月29日までの5年間

更新の申請期間については、対象となる指定給水装置工事事業者様宛に別途お知らせします。

問 上下水道部業務課総務係 電話 0238-22-4511(代)



下水道マスコットキャラクター スイスイ
汚れた水をきれいにして自然へ還るのが下水道の役割なんだ。下水道を使うことが環境を守ることにつながるんだよ。



米沢市水道事業マスコットキャラクター ウォーキー

僕の家はまだ下水道につないでいないから補助金制度を利用して早めに接続工事(*)をしようっと。

*排水設備工事は米沢市指定下水道工事店で行うことができません。

よねざわ上下水道だより

2019年9月1日号

令和元年9月1日発行 No.3

よねざわ

第3号

2019年
9月

上下水道だより

名称変更について

本市上下水道部では、今年度から下水道事業が地方公営企業となりました。上下水道事業をより一体的に推進していくため、これまで発行してきた「よねざわ水道だより」を「よねざわ上下水道だより」に変え、上下水道事業の情報を発信してまいります。引き続き御愛顧のほどよろしくお願いいたします。



汚れた水がきれいな水に
なっていく様子を
熱心に見学

去る令和元年6月11日(火)、市立東部小学校4年生の児童の皆さんが社会科の学習で米沢浄水管理センター(下水処理場)を訪れました。職員からの施設のはたらきについての説明に真剣に耳を傾けていました。普段、排水口やトイレから流れ出た汚水のその後を意識することはなかなか無いと思いますが、この体験で下水道に関心を持つきっかけとなり、河川の水質保全のための下水道の役割を学んでもらえたと思います。



発行・編集：米沢市上下水道部
〒992-0012 米沢市金池五丁目1番23号 電話 0238-22-4511 印刷：緑青葉堂印刷

水道料金、公共下水道及び農業集落排水処理施設 使用料改定のお知らせ

本市では、令和元年10月検針日以降の御使用分から、水道料金、公共下水道及び農業集落排水処理施設使用料を改定します。

(1)水道料金

平成30年度に開催した米沢市水道事業等運営審議会の答申内容をうけ、従量料金の引き下げ（簡易水道除く）をし、令和元年10月からの消費税率10%への引き上げに伴う下表の改定を行います。

①基本料金（1ヶ月につき）

口径	水道			白布高湯簡易水道			板谷簡易水道		
	改定前	改定後	差額	改定前	改定後	差額	改定前	改定後	差額
13mm	864.00	880.00	16.00	1,090.80	1,111.00	20.20	475.20	484.00	8.80
20mm	1,296.00	1,320.00	24.00	1,393.20	1,419.00	25.80	712.80	726.00	13.20
25mm	3,110.40	3,168.00	57.60	4,298.40	4,378.00	79.60	1,954.80	1,991.00	36.20
30mm	4,428.00	4,510.00	82.00	5,832.00	5,940.00	108.00	2,797.20	2,849.00	51.80
40mm	9,547.20	9,724.00	176.80	13,586.40	13,838.00	251.60	6,210.00	6,325.00	115.00
50mm	13,975.20	14,234.00	258.80	19,494.00	19,855.00	361.00	8,888.40	9,053.00	164.60
75mm	34,948.80	35,596.00	647.20	48,686.40	49,588.00	901.60	22,183.20	22,594.00	410.80
100mm	59,572.80	60,676.00	1,103.20	83,030.40	84,568.00	1,537.60			
125mm	92,793.60	94,512.00	1,718.40						
150mm	130,939.20	133,364.00	2,424.80						

②従量料金

○一般用（1㎡につき）

口径	水量区分	水道			白布高湯簡易水道			板谷簡易水道		
		改定前	改定後	差額	改定前	改定後	差額	改定前	改定後	差額
13mm以上 20mmまで	1㎡以上 11㎡未満	108.00	104.50	△3.50	81.00	82.50	1.50	37.80	38.50	0.70
	11㎡以上 21㎡未満	150.12	143.00	△7.12	124.20	126.50	2.30	43.20	44.00	0.80
	21㎡以上	223.56	213.40	△10.16	210.60	214.50	3.90	70.20	71.50	1.30
25mm以上	1㎡以上 11㎡未満	150.12	143.00	△7.12	91.80	93.50	1.70	43.20	44.00	0.80
	11㎡以上 21㎡未満	191.16	181.50	△9.66	135.00	137.50	2.50	59.40	60.50	1.10
	21㎡以上	223.56	213.40	△10.16	210.60	214.50	3.90	75.60	77.00	1.40

○公衆浴場等

種別	区分	水道			白布高湯簡易水道			板谷簡易水道		
		改定前	改定後	差額	改定前	改定後	差額	改定前	改定後	差額
公衆浴場用	1㎡につき	87.48	89.10	1.62	—	—	—	—	—	—
臨時用 公営プール等	1㎡につき	227.88	232.10	4.22	410.40	418.00	7.60	81.00	82.50	1.50
消火栓 (演習用)	1栓につき 10分間ごとに	2,700.00	2,750.00	50.00	2,700.00	2,750.00	50.00	540.00	550.00	10.00

(2)公共下水道及び農業集落排水処理施設使用料

令和元年10月からの消費税率10%への引き上げに伴う改定を行います。

【単位：円(消費税額込)】					
		排除汚水量	改定前	改定後	差額
一般汚水	基本使用料	10㎡まで	1,566.00	1,595.00	29.00
	従量使用料 (1㎡あたり)	10㎡を超え20㎡まで	174.96	178.20	3.24
		20㎡を超え30㎡まで	186.84	190.30	3.46
		30㎡を超え50㎡まで	203.04	206.80	3.76
		50㎡を超え100㎡まで	209.52	213.40	3.88
		100㎡を超え500㎡まで	214.92	218.90	3.98
		500㎡を超える分	220.32	224.40	4.08
公衆浴場汚水（1㎡あたり）			37.80	38.50	0.70
八幡原工業団地汚水（1㎡）あたり			75.60	77.00	1.40

(3)上下水道の1ヶ月あたりの使用料の比較について【参考】

【単位：円(消費税額込)】							
使用水量	水道/下水道	改定前		改定後		差額	
			計		計		計
10㎡	水道	2,376	3,942	2,365	3,960	△11	18
	下水道	1,566		1,595		29	
20㎡	水道	3,877	7,192	3,795	7,172	△82	△20
	下水道	3,315		3,377		62	
30㎡	水道	6,112	11,296	5,929	11,209	△183	△87
	下水道	5,184		5,280		96	
50㎡	水道	10,584	19,828	10,197	19,613	△387	△215
	下水道	9,244		9,416		172	
100㎡	水道	21,762	41,482	20,867	40,953	△895	△529
	下水道	19,720		20,086		366	

※水道メーターの口径20mmの使用料金を記載しています。

水道メーターの検針に御協力ください

迅速・正確なメーター検針ができるように御協力ください。

- 犬は放し飼いにしないで、出入り口・メーターボックスから離してつないでください。
- 家の増改築などでメーターボックスが床下や屋内になる時は、水道工事指定店に依頼し、屋外の見やすい場所に移してください。
※メーターボックスは、お客様の所有物ですので、お客様の御負担で移動していただくことになります。なお、水道メーター（量水器）は、上下水道部からの貸与です。
- メーターボックスの上には、車や物を置かないようにしてください。
- メーターボックスの周辺や中はきれいにしておいてください。

